

平成19年3月22日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 福井信也

平成18年(ワ)第156号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成19年2月28日

判 決

原告

原告

同所

原告

原告ら訴訟代理人弁護士

同

東京都品川区東品川2丁目3番14号

被告

同代表者代表取締役

[Redacted] A

[Redacted] B

[Redacted] B'

中 村 寛
橋 野 成 正

C F J 株 式 会 社

[Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告^A [Redacted] に対し、279万1246円及びうち277万7408円に対する平成18年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告^B [Redacted] 及び原告^{B'} [Redacted] に対し、それぞれ104万1945円及びうち94万2396円に対する平成18年6月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、①金銭消費貸借により被告に対する債務を負った原告^A
 (以下「原告^A」という。)が、貸主(貸金業者)である被告に
 対し、上記債務の弁済として支払った金員が過払いであると主張し、
 不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び利息の支払を求める
 事案と、②⁷(以下「⁷」という。)を相続した原告^B
 (以下「原告^B」という。)及び原告^{B'}(以下「原告^{B'}」
 という。)が、⁷が金銭消費貸借により被告(貸金業者)に対し
 て負った債務の弁済として、⁷(又は原告^B及び原告^{B'}が支
 払った金員が過払いであると主張し、不当利得返還請求権に基づき、
 過払金の返還及び利息の支払を求める事案である。

1 前提事実(末尾に証拠を掲げた事実以外は、当事者間に争いが無い。

)
 (1)ア 原告^Aは、貸金業者である被告との間で、平成元年5月22
 日、同原告を借主、被告を貸主とする金銭消費貸借の取引を開始
 した。

イ 原告^Aは、同日以降、被告から、別紙計算書(1)の「年月日」
 欄記載の各年月日に、「貸付金」欄記載の金員の貸付けを受ける
 一方、被告に対し、金銭消費貸借に基づく債務の弁済として、同
 計算書の「支払金」欄記載の金員を支払った(上記取引を、以下
 「原告^Aとの本件取引」という。)。

(2)ア 原告^Bは、⁷の妻であり、原告^{B'}は、原告^Bと⁷の
 子である。⁷は、平成17年5月25日死亡し、原告^B及び
 原告^{B'}は、各2分の1の割合で⁷を相続した。(上記各事実
 につき、甲8の13ないし16)

イ(ア) ⁷は、貸金業者である被告との間で、昭和63年11月1
 6日、⁷を借主、被告を貸主とする金銭消費貸借の取引を開
 始した。

(イ) ⁷(⁷死亡後は、原告^B及び原告^{B'}は、同日以降、

被告から、別紙計算書(2)の「年月日」欄記載の各年月日に、「貸付金」欄記載の金員の貸付けを受ける一方、被告に対し、金銭消費貸借に基づく債務の弁済として、同計算書の「支払金」欄記載の金員を支払った（上記取引を、以下「²との本件取引」といい、これと原告^Aとの本件取引を併せて「本件各取引」という。）。

2 原告らの主張

(1)ア 原告^A関係

原告^Aと被告との間では、借入れ及び返済が継続的に繰り返されていたところ、前記1(1)の弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限額（以下「利息の制限額」という。）を超えて支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し、上記過払金にこれに対する年5分の割合による金員（下記のとおり悪意の受益者として支払義務を負う利息）を加えた金員をその後の借入れに係る債務の弁済に充当すると、別紙計算書(1)記載のとおり、過払金が発生している。原告^Aには過払金と同額の損失が発生し、これにより、被告には同額の利得が発生した。被告の上記利得は、法律上の原因に基づかないものである。

上記につき、被告は、発生した過払金につき悪意であったから、民法704条の悪意の受益者として、過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して返還する義務を負うものである。

イ 原告^B及び原告^{B'}関係

被告と²（²死亡後は原告^B及び原告^{B'}）との間では、借入れ及び返済が継続的に繰り返されたところ、前記1(2)イの弁済金のうち利息の制限額を超えて支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し、上記過払金にこれに対する年5分の割合による金員（下記のとおり悪意の受益者として支払義務を負う利息）を加えた金員をその後の借入れに係る債務の弁済に充当すると、

別紙計算書(2)記載のとおり、過払金が発生している。^ズ (^ズ
死亡後は原告^B及び原告^{B'}。上記原告らについての上記計算
書記載の過払金及び利息は、上記原告らが相続により承継した^ズ
の過払金返還請求権及び利息支払請求権の各金額を含む。)に
は過払金と同額の損失が発生し、これにより、被告には同額の利
得が発生した。被告の上記利得は、法律上の原因に基づかないも
のである。

原告^B及び原告^{B'}のそれぞれの平成18年6月20日時点
における過払金及び利息は、過払金につき、別紙計算書(2)の20
06年6月20日欄記載の過払金188万4792円(=残元金
-188万4792円)の2分の1である94万2396円であ
り、利息につき、同欄記載の利息19万9099円(=未払利息
・損害金-19万9099円)の2分の1である9万9549円
(1円未満切捨て)である。上記94万2396円と9万954
9円の合計は104万1945円である。

上記につき、被告は、発生した過払金につき悪意であったから、
民法704条の悪意の受益者として、過払金に民法所定の年5分
の割合による利息を付して返還する義務を負うものである。

(2) 原告^A関係

ア 原告^Aとの本件取引が一連のものであること

被告は、原告^Aとの本件取引につき、下記の取引①、取引②
及び取引③に区分される3個の個別契約である旨主張する。しか
しながら、被告は原告^Aとの本件取引につき、同一の契約番号
(9793-0302644-01)のもと、平成元年5月22
日から平成4年1月26日までの取引(以下「取引①」という。
)、平成5年1月26日から平成13年11月14日までの取引
(以下「取引②」という。)、平成15年2月10日以降の取引
(以下「取引③」という。)とを区別することなく処理している

ことがうかがわれる（甲1。なお、枝番のある書証につき、枝番の記載のないものは各枝番を示す。以下同じ。）。この点、被告は、取引①を乙1、取引②を乙2、取引③を乙3と区別しているが、契約番号は同一であり、単に意図的に区別しているに過ぎない。つまり、被告の方でも、取引①、取引②及び取引③を同一の取引として処理してきたのであり、また、原告^Aとの本件取引がいわゆるリボルビング方式の契約であることからしてもそういえるのである。

イ いわゆる「完済後再貸付」事案における一連性の判断基準

㉞ 高裁判決は、完済後再貸付の事案において、概ね次のような判断基準で、全取引を一連のものとして判断している。

- a 第1取引と第2取引が、消費者金融業者による一般市民に対する利息制限法所定の利率を超える高金利での無担保での貸付けであること
- b 両取引が、いわゆるリボルビング式の契約で、実際に頻繁に借増しと弁済が繰り返されてきたこと
- c 仮に、第1取引と第2取引とで基本契約書が別個に存在していても、基本契約書2を作成した際、改めて実質的な審査がなされていないか、審査がなされたとしても、審査項目のうち、融資希望金額、勤務先、雇用形態、給与の支給形態、業種及び職種、住居の種類、家族構成等にほとんど変わりがなく、年収額及び他に利用中のローンの件数・金額に大差がない場合には、第2契約の際の審査は、第1契約が従前どおり継続されることの確認手続に過ぎず、別個の取引と見る判断資料とはならないこと
- d 取扱店の同一性
- e 金融業者の顧客管理は、全取引を通じて、同一の顧客番号を使用し、これらをコンピューターに入力しておこなっている

こと（なお、枝番まで同一であることは要しない。）

f 金融業者からの電話勧誘により改めて取引が開始した場合には、一連性が強く推認される。

(イ) 原告^Aとの本件取引についての検討

上記の基準に基づき、原告^Aとの本件取引の一連性につき検討を加える。

a 原告^Aと被告との取引が、上記ア①②に該当することは、甲1からも明らかである。

b 原告^Aとの本件取引につき、取引①、取引②及び取引③の各契約締結に際し、具体的にどのような審査がなされたかについては、求釈明に対して被告が何ら答えていないことから不明である。

しかし、通常考えられる審査項目中、原告^Aは、3個の契約締結時同一の会社に正社員として勤務し、営業職にあったこと、また、単身赴任や転勤で住居の場所は変わっているものの、基本的に会社の社宅等に居住してきたものであること、3個の契約締結時、いずれも妻と娘2人との同居であること、年収額についても大きな違いはないこと、原告^Aが多重債務者であることを考慮すれば、3個の取引間を通じて、他に利用中のローン件数・金額に大差があるとは言えないことなどから（甲12）、取引②及び取引③の各契約締結の際の審査は取引①に係る契約が従前どおり継続されることの確認手続に過ぎないものと言うべきである。

c もともと、取り扱い支店については、取引①が新潟であるのに対し、取引②及び取引③の各取引が東京神田であるから、形式的には同一ではない。

ところで、前記高裁判決において、取り扱い支店の同一性が判断基準のひとつとしてあげられている趣旨は、同一支店

で貸し借りがなされる場合、借主も貸主も新たに契約書を作成しても、以前の取引の延長線として捉えるのが通常の意味と考えられるからである。そうであるならば、形式的に同一の支店で再貸付がなされなくても、借主・貸主の合理的な意思として、最初の契約の延長線として契約がなされたと見られる事情があれば、別の支店で契約がなされたとしても、一連性を肯定することは当然可能である。この点、原告^Aが取引②に係る神田支店を訪れた際、同支店の担当者は、同原告が最初に借入をした新潟支店に電話をして、同原告に貸し付けるか否か、極度額をいくらにするか等を確認したというのであるから、被告において、取引②は取引①の延長線として捉えていたことは明らかである。

また、取引③の契約締結後、原告^Aが帰郷後、被告新潟支店から追加融資の電話を受けていることから（甲12、甲1の9記載の「2004/03/25」の欄参照）、被告において取引③も取引①の延長線上のものと考えていたことは明らかである。

d そして、前記アのとおり、被告は原告^Aとの本件取引につき、取引①から一貫して同一の契約番号（9793-0302644-01）で処理している。

e このように、原告^Aとの本件取引は、上記の一連性の基準を満たしており、一連のものとして判断されなければならない。

ウ 一連計算の場合の充当関係—当然充当—

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は借入の総額の減少を望み、また、過払金の不当利得返還請求権が累積するといった複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられることから、当事者間に充当に

関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、過払金につき弁済当時存在する他の借入金債務に対する弁済を指定したものと推認することができる（最高裁平成15年7月18日第2小法廷判決）。

そして、この理は、先述したような事情のもと、基本契約に基づく借入につき、一旦完済後、再び基本契約に基づき借入を開始した場合にも同様に当てはまる。なぜなら、被告は、原告^Aに対する再度の貸付けを予定していたからこそ、最初の契約時の顧客番号を廃棄せずに（又は、他の顧客に付するようなことはせずに）完済後もそのままにしていたといえるからである。言い換えれば、もし、被告が当初の貸付けに対し完済され、それで原告^Aとの取引が終了したと考えたのであれば、同原告の当初の顧客番号をそのまま使い続けることはせず、新たに契約を締結した段階で、別の顧客番号を付したはずである。そして、既に述べたように、新たな別個の契約であるならば、2回目の取引支店の担当者が当初の取引支店の担当者に電話連絡をする必要はないはずである（新取引支店において、別個に審査して貸し付ければよいだけのことである。）。また、平成16年3月に最初の取引支店である新潟店の店長から電話で枠を増やすとの連絡が入ったことも、当初の取引から契約関係が継続していることをうかがわせる事情である。さもなければ、わざわざ、当初の取引支店から電話連絡が入るはずがないのである。

このように、原告^Aは、当初被告新潟支店において基本契約を締結して借入を開始し、その後上記債務を完済、更に2度におわたって同様の取引を繰り返したものであるが、上記2度の再契約は、実質的には当初の契約の延長にすぎず、別個の契約関係と見ることはできないものである。

したがって、原告^Aとの本件取引は、同一の基本契約に基づ

き継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引ないしそれと同視すべき取引というべきなのである。

よって、原告^Aとの本件取引には、取引①で生じた過払金が取引②の借入金債務に当然に充当され、更に、そのようにして生じた取引②における過払金が、取引③の借入金債務にも当然充当されることとなる。

エ 仮に、原告^Aとの本件取引について、取引①、取引②及び取引③の各取引が別個の取引であるとしても、原告^Aとの本件取引は、先にも述べた事情から、第1の貸付けの際に第2の貸付けが想定されていたといえるのであるから、取引①で発生した過払金は取引②の貸付けに係る債務に充当され、その過払金は取引③の貸付けに係る債務にも充当されるというべきである（最高裁判平成19年2月13日判決）。

オ 以上から、いずれにしても取引①の過払金は取引②の貸付債務に、また、取引②で生じた過払金は取引③の貸付債務にそれぞれ充当されることとなるのであるから、取引①で発生した過払金は取引②の開始時点でその借入元本に充当されることになり、過払金返還請求権はその時点で存在しないから、そもそも時効消滅の主張は成り立たないし、取引③に係る貸金返還請求権は存しないから、これがあることを前提とする被告の相殺の主張も理由がない。

(3) 被告が悪意の受益者であることについて

被告は、「特段の事情」があれば、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）18条1項の書面の交付を免れるとし、被告による利息の受領にはみなし弁済が成立する要件を満たしており、その旨認識していたのであるから、みなし弁済が成立しないとの認識はなかった旨主張する。しかし、被告は上記「特段の事情」について何ら具体的に主張立証しておらず、みなし弁済が成立

しないとの認識はなかったとの被告の主張には根拠がない。被告が悪意であったことは明白である。

- (4) よって、被告に対し、原告^Aは、279万1246円（別紙計算書(1)記載の平成18年6月5日時点の過払金277万7408円と同日時点の利息1万3838円の合計）及びうち277万7408円に対する平成18年6月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求め、原告^B及び原告^{B'}は、それぞれ前記(1)イの104万1945円（上記(1)イの平成18年6月20日時点の過払金94万2396円及び同日時点の利息9万9549円の合計）及びうち94万2396円に対する平成18年6月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

3 被告の主張

(1) 原告^A関係

ア 原告らの主張(1)アのうち、借入れ及び返済が継続的に繰り返されていたこと、被告が過払金につき悪意の受益者であったこと及び充当計算の結果が別紙計算書(1)記載のとおりとなることは、いずれも否認する。

イ 原告^Aとの本件取引は、次のとおり3個の個別契約である。
1989年5月22日付け契約（取引①）は1992年4月8日の返済により債権債務が終了し（乙1）、293日後の1993年1月26日に原告^Aと新たに契約（取引②）を締結して金員を同原告に交付しているのである（乙2）。更に、取引②を2001年11月14日に完済し、453日後の2003年2月10日に新たな契約（取引③）を締結し金員を原告^Aに交付しているのである（乙3）。取引①を完済した時に、将来の新たな借入を予測することもなく、又、取引②の借入を申し込むにあたり、被告から新たな契約をする意思で金員の交付を受けており、借入

時に受領した借入金を過払い分の弁済として受け取っていたとは到底考えられない。何故なら、原告^Aはその後も約定通りに弁済している。実務上の手続も、前契約から293日も過ぎた申し込みであれば、新たな申込書・身分証等の写しを徴求し、当然のことながら、新たに与信判断をしなければならないので、まったく新規の扱いとなる。被告としては新たな貸し付けとの明確な意思表示をしており、原告^Aとしても新たな借入を受けるとの明確な意思表示をしているのである。その後の取引③も上記と同様に、取引②の完済後452日後に、新たな金員の交付を受けている。この3件の取引は各々別個独立した契約であり、原告^A及び被告ともその認識のもと、金員の交付及び受領が行われていた。取引①、取引②及び取引③は、それぞれ個別の契約である。

ウ 消滅時効

(ア) 取引①については、平成4年4月8日に過払金35万5849円につき不当利得返還請求権が発生したところ、上記の日から10年の期間が経過した。

(イ) 被告は、原告^Aに対し、平成18年8月30日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用するとの意思表示をした。

(2) 悪意の受益者に該当しないことについて

ア 被告は、本件各取引において受領した利息（以下「本件利息」という。）につき、悪意の受益者には該当しない。その理由は以下のとおりである。

イ 「悪意の受益者」の意味

民法第704条の「悪意の受益者」とは、「法律上の原因のないことを知りながら利得をした者」を意味するところ、貸金業法43条1項のいわゆるみなし弁済（以下「みなし弁済」という。）が成立することにより、貸金業者である被告は、利息の制限額を超える利息であっても、有効な利息の弁済として受領できるの

である。とするならば、被告による本件利息の受領につき「法律上の原因がない」とは、「本件利息の受領にみなし弁済が成立しないこと」を意味すると解するのが妥当である。

以上により、本件各取引における悪意の受益者とは、「本件利息の受領につきみなし弁済が成立しないことを知りながら本件利息を受領した者」をいうと考えられる。

ウ みなし弁済の不成立についての被告の認識

被告は、本件各取引においてみなし弁済の成立を主張するものではないが、被告は、原告に対し、貸金業法17条1項書面を同条項の定めに従って交付しており、当該書面には貸金業法上の記載要件が網羅されている。これらの返済時において、被告のATMは、原告らないし富夫が返済金をATMに投入し、これがATMに収納された後で「ご利用明細兼領収書」が発行され、書面には、充当された利息、遅延損害金および元金の金額がそれぞれ記載されており、印字されて発行される仕組みになっていた。かかる書面には、上記支払において原告らないし^乙は、返済金が利息、遅延損害金及び元金にどのように充当されたか認識できるようになっていた。

なお、被告は、確かに原告らないし^乙に対し、貸金業法18条1項書面を交付しない場合もあるが、その場合は、最高裁判所平成11年1月21日判決（民集53巻1号98頁）によれば、銀行振込による支払いの場合について、同法18条2項の規定にかかわらず、みなし弁済が成立するには、銀行口座振込支払の場合にも「特段の事情」がない限り同法18条1項書面の交付が必要である旨判示している。つまり、「特段の事情」があれば被告は18条1項書面の交付を免れるのである。

以上により、被告による本件利息の受領には、みなし弁済が成立する要件を満たしており、被告もその旨認識していたのである

から、被告には、本件利息の各受領時から現在にいたるまで、本件利息の受領にみなし弁済が成立しないという認識はなかった。

よって、被告は、「悪意の受益者」となりえない。

エ 利息制限法の制限利率を超過していることの認識について

被告は、利息制限法所定金利ではなく、出資法（現行年29.20%）を基に業務を行っている。被告は、利息制限法所定金利で算出された元金、利息金等を把握するような会計方法を採用してはいない。貸金業者の現実の業務運営上では、正当に立法された法律を遵守しているわけで、当然のことながら、利息制限法を超える部分についての違法性などは、認識するものではない。また、監督官庁の行政指導もなかった。

実際、被告が、原告に対する取引を利息制限法所定金利で引き直したのは、原告代理人から催告のあった後である。被告を含む貸金業者は、みなし弁済の成立を当然の事実として業務を運営しなければ、事業全てを否定されることになる。

(3) 原告^A関係

ア 前記(1)及び同(2)に基づき、前記1(1)の弁済金のうち利息の制限額を超えて支払われた部分を元本に充当すると、原告^Aとの本件取引において存在する過払金は、取引②における過払金184万1347円のみであり（乙2）、他方、取引③による103万9205円の貸金返還請求権が存在するものである（乙3）。

イ 被告は、原告^Aに対し、平成18年8月30日の本件口頭弁論期日において、上記貸金返還請求権をもって、上記過払金に係る不当利得返還請求権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

ウ よって、被告は、原告^Aに対し、80万2142円（＝184万1347円－103万9205円）を超えて金員を支払う義務はない。

(4) 原告^B及び原告^{B'}関係

前記(2)に基づき、前記1(2)イの弁済金のうち利息の制限額を超えて支払われた部分を元本に充当すると、過払金は158万5111円となる(乙4)。したがって、被告は、原告^B及び原告^{B'}に対し、同額を超えて金員を支払う義務はない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記第2の1の事実及び証拠(甲12)並びに弁論の全趣旨によれば、①本件各取引は、消費者金融業者による一般市民に対する利息制限法所定の利率を超える高金利での無担保での貸付けであること、②本件各取引は、いわゆるリボルビング式の契約で、実際に頻繁に借入れと弁済が繰り返されてきたこと、③被告は、本件各取引について、一貫して同一の契約番号で処理していること、④したがって、本件各取引は、いずれも、当事者間(被告と原告^Aとの間、又は、被告と^子との間)において継続的に貸付けが繰り返されることを予定した基本契約が締結され、これに基づき、継続的に貸付けが繰り返されたものであるか、又は、上記の場合と同様の貸付けが繰り返されており、前の貸付けの際にはその後の貸付けが想定されていたものであること、⑤原告^Aがなした前記第2の1(1)イの弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し、上記過払金にこれに対する民法所定の年5分の割合による金員(下記⑦のとおり悪意の受益者として支払義務を負う利息)を加えた金員を、その後の借入れに係る債務の弁済に充当すると、別紙計算書(1)記載のとおり、過払金及び利息が発生しており、平成18年6月5日時点における過払金及び利息は、過払金につき、同計算書の平成18年6月5日欄記載の過払金277万7408円であり、利息につき、同欄記載の利息1万3838円であること、⑥^父(^父死亡後は、原告^B及び原告^{B'})がなした前記第2の1(2)イ(イ)の弁済のうち利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が

発生し、上記過払金にこれに対する民法所定の年5分の割合による金員（下記⑦のとおり悪意の受益者として支払義務を負う利息）を加えた金員を、その後の借入れに係る債務の弁済に充当すると、別紙計算書(2)記載のとおり、過払金及び利息が発生しており、原告^B及び原告^Bのそれぞれにつき平成18年6月20日時点における過払金及び利息（いずれも相続により^又から承継した過払金返還請求権及び利息支払請求権を含む。）は、過払金につき、同計算書の2006年6月20日欄記載の過払金188万4792円の2分の1である94万2396円であり、利息につき、同欄記載の利息19万9099円の2分の1である9万9549円（1円未満切捨て）であること、⑦被告は、上記⑤⑥のとおり発生した過払金につき悪意であったことが、認められる。

2(1) 原告^A関係

前記1に関し、被告は、「原告^Aとの本件取引は、3個の個別契約（取引①、取引②及び取引③）であるから、取引①により発生した過払金をその後の取引②の借入れに係る債務の弁済に充当することはできないし、取引②により発生した過払金をその後の取引③の借入れに係る債務の弁済に充当することはできない」旨主張する（被告の主張(1)）。

しかしながら、貸主と借主との間で、継続的に貸付けが繰り返されることを予定した基本契約が締結され、これに基づき貸付けが繰り返された場合や、貸主と借主との間で、上記のような基本契約は締結されていないが、基本契約が締結されていると同様の貸付けが繰り返されており、前の貸付けの際にその後の貸付けが想定されていた場合等は、前の貸付けに係る債務の弁済金のうち利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当することにより発生した過払金（なお、上記過払金につき利息が発生している場合は、過払金及びその利息）は、その後の借入れに係る債務の弁済に



充当されるものと解すべきところ（最高裁平成18年受第1187号同19年2月13日第三小法廷判決参照），原告^Aとの本件取引について，前記1④の事実が認められる。この点につき，^A被告が，取引①の後になされた取引②，そして，取引②の後になされた取引③の各契約を締結した際，改めて実質的な信用審査を行ったことや，^A取引①や取引②におけるそれぞれ最終回の取引の際，その後の貸付けを想定していなかったといえる事情があったことなど前記1④の事実の認定を妨げる事実については，証拠が全くない（被告は，本件口頭弁論期日に出頭せず，上記事実の立証を行わなかったものである。）。したがって，原告^Aとの本件取引については，その全体につき，前の貸付けに係る債務の弁済金のうち利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当することにより発生した過払金（なお，上記過払金につき利息が発生している場合は，過払金及びその利息）は，その後の借入れに係る債務の弁済に充当されるものと解すべきであり，被告の上記主張は採用することができない。

(2) 前記1に関し，被告は，本件各取引における過払金の発生につき悪意でなかった旨主張するので（被告の主張(2)），以下検討する。

前記第2の1の事実によれば，原告ら又は^Bが本件各取引につきなした前記各弁済につき，みなし弁済が成立しない限り，過払金が発生することが認められるところ，①上記各弁済につきみなし弁済が成立するために要する具体的事実があったこと，②被告が，原告ら又は^Bから上記各弁済を受けた当時，みなし弁済が成立すると考えていたことにつき相当の理由があったといえるような具体的事実があったことについては，証拠が全くない（被告は，本件口頭弁論期日に出頭せず，上記各事実の立証を行わなかったものである。）。

被告が貸金業者であったとの事実及び上記の点によれば，被告は，

本件各取引における過払金の発生につきいずれも悪意であったことが認められ、被告の上記主張は採用することができない。

(3) 被告は、被告の主張(1)及び同(2)の各主張を前提とした充当計算に基づき、①原告^Aにつき、消滅時効及び相殺を主張し、同原告に対して80万2142円を超えて金員を支払う義務はない旨主張し(被告の主張(3))、②原告^B及び原告^{B'}につき上記原告らに対して158万5111円を超えて金員を支払う義務はない旨主張するが(被告の主張(4))、被告の主張(1)及び同(2)の各主張を採用することができないことは、前記(1)及び同(2)のとおりであるから、上記各主張が認められることを前提とする上記①及び同②の各主張(被告の主張(3)及び同(4))は、いずれも不当である。

3 したがって、原告らには、それぞれ前記1の過払金と同額の損失が発生し、これにより、被告には同額の利得が発生し、上記利得は、法律上の原因に基づかないものというべきであり、被告は、各原告に対し、上記過払金を不当利得として返還する義務を負うとともに、上記過払金につき悪意の受益者として利息を支払う義務を負うものといわなければならない。

以上によれば、被告は、不当利得返還義務及び利息支払義務として、①原告^Aに対し、279万1246円(前記1の平成18年6月5日時点における過払金277万7408円と利息1万3838円の合計)及びうち277万7408円に対する平成18年6月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負い、②原告^B及び原告^{B'}に対し、それぞれ104万1945円(前記1の平成18年6月20日時点における過払金94万2396円と利息9万9549円の合計)及びうち94万2396円に対する平成18年6月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負うものというべきであり、上記金員の支払を求める原告らの各請求はいずれも理由がある。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 井田 宏

別紙計算書(1)

年	月	日	貸付金	支払金	日数	利率	利息 第	損害金 第	元金充当	未払利息 第	損害金	残元金
												500,000
1	5	22	500,000									
1	6	23		25,000	32	18.00%	7,890		17,110		0	482,890
1	7	25		25,000	32	18.00%	7,620		17,380		0	465,510
1	8	28		25,000	34	18.00%	7,805		17,195		0	448,315
1	9	4		477,422	7	18.00%	1,547		475,875		0	-27,560
1	9	4	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	472,440
1	9	26		25,000	22	18.00%	5,125		19,875		0	452,565
1	10	30		25,000	34	18.00%	7,588		17,412		0	435,153
1	11	30		25,000	31	18.00%	6,652		18,348		0	416,805
1	12	26		25,000	26	18.00%	5,344		19,656		0	397,149
2	1	11		462,993	16	18.00%	3,133		459,860		0	-62,711
2	1	11	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	437,289
2	1	25		25,000	14	18.00%	3,019		21,981		0	415,308
2	2	26		25,000	32	18.00%	6,553		18,447		0	396,861
2	4	3		25,000	36	18.00%	7,045		17,955		0	378,906
2	4	4		466,122	1	18.00%	186		465,936		0	-87,030
2	4	4	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	412,970
2	4	25		25,000	21	18.00%	4,276		20,724		0	392,246
2	5	24		25,000	29	18.00%	5,609		19,391		0	372,855
2	6	29		25,000	36	18.00%	6,619		18,381		0	354,474
2	7	20		477,489	21	18.00%	3,670		473,819		0	-119,345
2	7	20	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	380,655
2	8	27		25,000	38	18.00%	7,133		17,867		0	362,788
2	10	2		25,000	36	18.00%	6,440		18,560		0	344,228
2	10	16		494,821	14	18.00%	2,376		492,445		0	-148,217
2	10	16	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	351,783
2	10	25		25,000	9	18.00%	1,561		23,439		0	328,344
2	12	4		25,000	40	18.00%	6,476		18,524		0	309,820
2	12	28		486,191	24	18.00%	3,666		482,525		0	-172,705
2	12	28	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	327,295
3	1	31		25,000	34	18.00%	5,487		19,513		0	307,782
3	3	1		25,000	29	18.00%	4,401		20,599		0	287,183
3	4	2		25,000	32	18.00%	4,531		20,469		0	266,714
3	4	30		25,000	28	18.00%	3,682		21,318		0	245,396
3	4	30		461,829	0	18.00%	0		461,829		0	-216,433
3	4	30	500,000		0	18.00%	0		500,000		0	283,567
3	6	3		25,000	34	18.00%	4,754		20,246		0	263,321
3	7	3		25,000	30	18.00%	3,895		21,105		0	242,216
3	8	2		25,000	30	18.00%	3,583		21,417		0	220,799
3	9	2		25,000	31	18.00%	3,375		21,625		0	199,174
3	10	3		25,000	31	18.00%	3,044		21,956		0	177,218
3	10	30		25,000	27	18.00%	2,359		22,641		0	154,577
3	11	1		442,220	2	18.00%	152		442,068		0	-287,491
3	11	1	450,000		0	18.00%	0		450,000		0	162,509
3	11	1	50,000		0	18.00%	0		0		0	212,509
3	12	5		21,000	34	18.00%	3,563		17,437		0	195,072
4	1	14		20,000	40	18.00%	3,847		16,153		0	178,919
4	1	18	3,000		4	18.00%	352		0		352	181,919
4	2	18		20,000	31	18.00%	2,781		16,867		0	165,052

4	3	10		20,000	21	18.00%	1,709	18,291	0	146,761
4	4	8		50,688	29	18.00%	2,098	48,590	0	98,171
4	4	8		454,000	0	18.00%	0	454,000	0	-355,829
5	1	26	500,000		293	5.00%	-14,281	485,719	0	129,890
5	3	8		25,000	41	18.00%	2,626	22,374	0	107,516
5	4	8		20,000	31	18.00%	1,643	18,357	0	89,159
5	5	3	7,000		25	18.00%	1,099	0	1,099	96,159
5	5	13		20,000	10	18.00%	474	18,427	0	77,732
5	5	22	1,000		9	18.00%	345	0	345	78,732
5	5	22	1,000		0	18.00%	0	0	345	79,732
5	6	11		20,000	20	18.00%	786	18,869	0	60,863
5	7	9		20,000	28	18.00%	840	19,160	0	41,703
5	7	10	10,000		1	18.00%	20	0	20	51,703
5	8	10		20,000	31	18.00%	790	19,190	0	32,513
5	9	9		20,000	30	18.00%	481	19,519	0	12,994
5	9	30	7,000		21	18.00%	134	0	134	19,994
5	10	20		20,000	20	18.00%	197	19,669	0	325
5	11	9		20,000	20	18.00%	3	19,997	0	-19,672
5	12	3		20,000	24	5.00%	-64	0	-64	-39,672
6	1	17		20,000	45	5.00%	-244	0	-308	-59,672
6	2	13		20,000	27	5.00%	-220	0	-528	-79,672
6	2	13	20,000		0	5.00%	0	19,472	0	-60,200
6	3	7		20,000	22	5.00%	-181	0	-181	-80,200
6	4	12		20,000	36	5.00%	-395	0	-576	-100,200
6	5	17		20,000	35	5.00%	-480	0	-1,056	-120,200
6	6	6		20,000	20	5.00%	-329	0	-1,385	-140,200
6	7	5		20,000	29	5.00%	-556	0	-1,941	-160,200
6	8	5		20,000	31	5.00%	-680	0	-2,621	-180,200
6	8	29		20,000	24	5.00%	-592	0	-3,213	-200,200
6	10	7		20,000	39	5.00%	-1,069	0	-4,282	-220,200
6	11	5		20,000	29	5.00%	-874	0	-5,156	-240,200
6	11	5	50,000		0	5.00%	0	44,844	0	-195,356
6	12	3		20,000	28	5.00%	-749	0	-749	-215,356
7	1	4		20,000	32	5.00%	-944	0	-1,693	-235,356
7	1	4	8,000		0	5.00%	0	6,307	0	-229,049
7	1	23		20,000	19	5.00%	-596	0	-596	-249,049
7	1	23	10,000		0	5.00%	0	9,404	0	-239,645
7	2	21		20,000	29	5.00%	-952	0	-952	-259,645
7	2	21	6,000		0	5.00%	0	5,048	0	-254,597
7	3	23		20,000	30	5.00%	-1,046	0	-1,046	-274,597
7	3	23	5,000		0	5.00%	0	3,954	0	-270,643
7	4	24		20,000	32	5.00%	-1,186	0	-1,186	-290,643
7	5	24		20,000	30	5.00%	-1,194	0	-2,380	-310,643
7	5	24	7,000		0	5.00%	0	4,620	0	-306,023
7	7	5		20,000	42	5.00%	-1,760	0	-1,760	-326,023
7	8	6		20,000	32	5.00%	-1,429	0	-3,189	-346,023
7	9	5		20,000	30	5.00%	-1,422	0	-4,611	-366,023
7	9	5	8,000		0	5.00%	0	3,389	0	-362,634
7	10	6		20,000	31	5.00%	-1,539	0	-1,539	-382,634
7	10	23		20,000	17	5.00%	-891	0	-2,430	-402,634
7	10	23	6,000		0	5.00%	0	3,570	0	-399,064
7	11	24		20,000	32	5.00%	-1,749	0	-1,749	-419,064

7	11	24	14,000		0	5.00%	0	12,251	0	-406,813
7	12	24		20,000	30	5.00%	-1,671	0	-1,671	-426,813
7	12	24	4,000		0	5.00%	0	2,329	0	-424,484
8	1	22		20,000	29	5.00%	-1,686	0	-1,686	-444,484
8	1	22	5,000		0	5.00%	0	3,314	0	-441,170
8	2	26		20,000	35	5.00%	-2,115	0	-2,115	-461,170
8	3	23		20,000	26	5.00%	-1,642	0	-3,757	-481,170
8	3	23	9,000		0	5.00%	0	5,243	0	-475,927
8	4	21		20,000	29	5.00%	-1,890	0	-1,890	-495,927
8	5	21		20,000	30	5.00%	-2,038	0	-3,928	-515,927
8	5	21	10,000		0	5.00%	0	6,072	0	-509,855
8	6	6		20,000	16	5.00%	-1,117	0	-1,117	-529,855
8	6	6		487,668	0	5.00%	0	0	-1,117	-1,017,523
8	6	6	500,000		0	5.00%	0	498,883	0	-518,640
8	6	25		20,000	19	5.00%	-1,349	0	-1,349	-538,640
8	7	23		20,000	28	5.00%	-2,066	0	-3,415	-558,640
8	7	23	16,000		0	5.00%	0	12,585	0	-546,055
8	9	2		20,000	41	5.00%	-3,066	0	-3,066	-566,055
8	9	25		20,000	23	5.00%	-1,783	0	-4,849	-586,055
8	9	25	7,000		0	5.00%	0	2,151	0	-583,904
8	10	23		20,000	28	5.00%	-2,239	0	-2,239	-603,904
8	11	22		20,000	30	5.00%	-2,481	0	-4,720	-623,904
8	12	13	60,000		21	5.00%	-1,794	53,486	0	-570,418
8	12	24		22,000	11	5.00%	-859	0	-859	-592,418
9	2	2		20,000	40	5.00%	-3,246	0	-4,105	-612,418
9	2	17		5,000	15	5.00%	-1,258	0	-5,363	-617,418
9	2	17	6,000		0	5.00%	0	637	0	-616,781
9	2	25		22,000	8	5.00%	-675	0	-675	-638,781
9	2	25	12,000		0	5.00%	0	11,325	0	-627,456
9	3	24		25,000	27	5.00%	-2,320	0	-2,320	-652,456
9	3	24	10,000		0	5.00%	0	7,680	0	-644,776
9	4	24		25,000	31	5.00%	-2,738	0	-2,738	-669,776
9	4	24	5,000		0	5.00%	0	2,262	0	-667,514
9	5	21		25,000	27	5.00%	-2,468	0	-2,468	-692,514
9	5	21	60,000		0	5.00%	0	57,532	0	-634,982
9	6	17		25,000	27	5.00%	-2,348	0	-2,348	-659,982
9	6	17	160,000		0	5.00%	0	157,652	0	-502,330
9	6	23		30,000	6	5.00%	-412	0	-412	-532,330
9	6	23	26,000		0	5.00%	0	25,588	0	-506,742
9	7	22		30,000	29	5.00%	-2,013	0	-2,013	-536,742
9	7	22	5,000		0	5.00%	0	2,987	0	-533,755
9	8	24		30,000	33	5.00%	-2,412	0	-2,412	-563,755
9	8	24	5,000		0	5.00%	0	2,588	0	-561,167
9	9	24		30,000	31	5.00%	-2,383	0	-2,383	-591,167
9	9	24	9,000		0	5.00%	0	6,617	0	-584,550
9	10	22		30,000	28	5.00%	-2,242	0	-2,242	-614,550
9	10	22	5,000		0	5.00%	0	2,758	0	-611,792
9	11	23		30,000	32	5.00%	-2,681	0	-2,681	-641,792
9	11	23	9,000		0	5.00%	0	6,319	0	-635,473
9	12	23		30,000	30	5.00%	-2,611	0	-2,611	-665,473
9	12	23	5,000		0	5.00%	0	2,389	0	-663,084
10	1	23		30,000	31	5.00%	-2,815	0	-2,815	-693,084

10	1	23	5,000		01	5.00%	0	2,185	0	-690,899
10	2	23		30,000	31	5.00%	-2,933	0	-2,933	-720,899
10	2	23	6,000		0	5.00%	0	3,067	0	-717,832
10	2	23	4,000		0	5.00%	0	4,000	0	-713,832
10	3	23		30,000	28	5.00%	-2,737	0	-2,737	-743,832
10	3	23	9,000		0	5.00%	0	6,263	0	-737,569
10	4	24		30,000	32	5.00%	-3,233	0	-3,233	-767,569
10	4	24	5,000		0	5.00%	0	1,767	0	-765,802
10	5	24		30,000	30	5.00%	-3,147	0	-3,147	-795,802
10	5	24	5,000		0	5.00%	0	1,853	0	-793,949
10	5	24	2,000		0	5.00%	0	2,000	0	-791,949
10	7	1		30,000	38	5.00%	-4,122	0	-4,122	-821,949
10	7	23		30,000	22	5.00%	-2,477	0	-6,599	-851,949
10	8	24		30,000	32	5.00%	-3,734	0	-10,333	-881,949
10	9	24		30,000	31	5.00%	-3,745	0	-14,078	-911,949
10	10	23		29,000	29	5.00%	-3,622	0	-17,700	-940,949
10	12	1		30,000	39	5.00%	-5,026	0	-22,726	-970,949
10	12	28		29,000	27	5.00%	-3,591	0	-26,317	-999,949
11	2	1		29,000	35	5.00%	-4,794	0	-31,111	-1,028,949
11	3	2		28,000	29	5.00%	-4,087	0	-35,198	-1,056,949
11	4	4		28,000	33	5.00%	-4,777	0	-39,975	-1,084,949
11	4	25		28,000	21	5.00%	-3,121	0	-43,096	-1,112,949
11	6	1		27,000	37	5.00%	-5,640	0	-48,736	-1,139,949
11	6	22		27,000	21	5.00%	-3,279	0	-52,015	-1,166,949
11	7	23		27,000	31	5.00%	-4,955	0	-56,970	-1,193,949
11	8	24		27,000	32	5.00%	-5,233	0	-62,203	-1,220,949
11	9	26		22,000	33	5.00%	-5,519	0	-67,722	-1,242,949
11	10	12		4,000	16	5.00%	-2,724	0	-70,446	-1,246,949
11	10	15		648,000	3	5.00%	-512	0	-70,958	-1,894,949
11	10	15		8,786	0	5.00%	0	0	-70,958	-1,903,735
11	12	24	1,000,000		70	5.00%	-18,254	910,788	0	-992,947
11	12	24		40,000	0	5.00%	0	0	0	-1,032,947
11	12	24	40,000		0	5.00%	0	40,000	0	-992,947
12	2	1		500,000	39	5.00%	-5,304	0	-5,304	-1,492,947
12	2	23		22,000	22	5.00%	-4,499	0	-9,803	-1,514,947
12	3	27		22,000	33	5.00%	-6,848	0	-16,651	-1,536,947
12	3	27	25,000		0	5.00%	0	8,349	0	-1,528,598
12	3	27	50,000		0	5.00%	0	50,000	0	-1,478,598
12	4	14	100,000		18	5.00%	-3,645	96,355	0	-1,382,243
12	4	22	299,000		8	5.00%	-1,514	297,486	0	-1,084,757
12	5	2		40,840	10	5.00%	-1,485	0	-1,485	-1,125,597
12	5	24		1,007,782	22	5.00%	-3,392	0	-4,877	-2,133,379
12	5	24	1,200,000		0	5.00%	0	1,195,123	0	-938,256
12	6	14		1,225,669	21	5.00%	-2,699	0	-2,699	-2,163,925
12	6	25	200,000		11	5.00%	-3,260	194,041	0	-1,969,884
12	7	24		204,640	29	5.00%	-7,825	0	-7,825	-2,174,524
12	8	4	1,000,000		11	5.00%	-3,276	988,899	0	-1,185,625
12	8	4	200,000		0	5.00%	0	200,000	0	-985,625
12	9	3		30,000	30	5.00%	-4,050	0	-4,050	-1,015,625
12	10	1		30,000	28	5.00%	-3,895	0	-7,945	-1,045,625
12	10	23		48,000	22	5.00%	-3,151	0	-11,096	-1,093,625
12	10	23	31,000		0	5.00%	0	19,904	0	-1,073,721

12	12	1		40,000	39	5.00%	-5,736	0	-5,736	-1,113,721
12	12	31		50,000	30	5.00%	-4,576	0	-10,312	-1,163,721
13	2	1		48,000	32	5.00%	-5,101	0	-15,413	-1,211,721
13	2	1	40,000		0	5.00%	0	24,587	0	-1,187,134
13	3	1		48,000	28	5.00%	-4,553	0	-4,553	-1,235,134
13	4	1		30,000	31	5.00%	-5,245	0	-9,798	-1,265,134
13	4	29		30,000	28	5.00%	-4,852	0	-14,650	-1,295,134
13	4	29	20,000		0	5.00%	0	5,350	0	-1,289,784
13	5	31		40,000	32	5.00%	-5,653	0	-5,653	-1,329,784
13	5	31	15,000		0	5.00%	0	9,347	0	-1,320,437
13	6	29		30,000	29	5.00%	-5,245	0	-5,245	-1,350,437
13	7	31		31,000	32	5.00%	-5,919	0	-11,164	-1,381,437
13	7	31	5,000		0	5.00%	0	0	-6,164	-1,381,437
13	9	2		32,000	33	5.00%	-6,244	0	-12,408	-1,413,437
13	10	1		30,000	29	5.00%	-5,615	0	-18,023	-1,443,437
13	10	26		900,000	25	5.00%	-4,943	0	-22,966	-2,343,437
13	10	28		321,713	2	5.00%	-642	0	-23,608	-2,665,150
13	11	9	50,000		12	5.00%	-4,381	22,011	0	-2,643,139
13	11	14		50,200	5	5.00%	-1,810	0	-1,810	-2,693,339
15	2	10	300,000		453	5.00%	-167,134	131,056	0	-2,562,283
15	2	23	400,000		13	5.00%	-4,562	395,438	0	-2,166,845
15	2	25		25,000	2	5.00%	-593	0	-593	-2,191,845
15	3	22		26,000	25	5.00%	-7,506	0	-8,099	-2,217,845
15	3	22	530,000		0	5.00%	0	521,901	0	-1,695,944
15	4	22		45,000	31	5.00%	-7,201	0	-7,201	-1,740,944
15	4	22	17,000		0	5.00%	0	9,799	0	-1,731,145
15	5	21		30,000	29	5.00%	-6,877	0	-6,877	-1,761,145
15	5	21		15,000	0	5.00%	0	0	-6,877	-1,776,145
15	5	21	11,000		0	5.00%	0	4,123	0	-1,772,022
15	6	24		45,000	34	5.00%	-8,253	0	-8,253	-1,817,022
15	6	24	20,000		0	5.00%	0	11,747	0	-1,805,275
15	7	24		45,000	30	5.00%	-7,418	0	-7,418	-1,850,275
15	7	24	11,000		0	5.00%	0	3,582	0	-1,846,693
15	8	25		50,000	32	5.00%	-8,095	0	-8,095	-1,896,693
15	8	25	12,000		0	5.00%	0	3,905	0	-1,892,788
15	9	24		44,000	30	5.00%	-7,778	0	-7,778	-1,936,788
15	9	24	2,000		0	5.00%	0	0	-5,778	-1,936,788
15	10	23		44,000	29	5.00%	-7,694	0	-13,472	-1,980,788
15	11	21		44,000	29	5.00%	-7,868	0	-21,340	-2,024,788
15	12	24		44,000	33	5.00%	-9,153	0	-30,493	-2,068,788
16	1	22		44,000	29	5.00%	-8,218	0	-38,711	-2,112,788
16	2	13	90,000		22	5.00%	-6,367	44,922	0	-2,067,866
16	2	23		44,000	10	5.00%	-2,832	0	-2,832	-2,111,866
16	3	4	10,000		10	5.00%	-2,892	4,276	0	-2,107,590
16	3	23		44,000	19	5.00%	-5,485	0	-5,485	-2,151,590
16	3	25	800,000		2	5.00%	-589	793,926	0	-1,357,664
16	3	25		1,000	0	5.00%	0	0	0	-1,358,664
16	4	22		74,000	28	5.00%	-5,211	0	-5,211	-1,432,664
16	4	23	32,000		1	5.00%	-196	26,593	0	-1,406,071
16	5	24		74,000	31	5.00%	-5,970	0	-5,970	-1,480,071
16	5	24	23,000		0	5.00%	0	17,030	0	-1,463,041
16	6	23		75,000	30	5.00%	-6,012	0	-6,012	-1,538,041

16	6	23	28,000		0	5.00%	0	21,988	0	-1,516,053
16	7	23		74,000	30	5.00%	-6,230	0	-6,230	-1,590,053
16	7	23	26,000		0	5.00%	0	19,770	0	-1,570,283
16	8	24		74,000	32	5.00%	-6,883	0	-6,883	-1,644,283
16	8	24	23,000		0	5.00%	0	16,117	0	-1,628,166
16	9	23		74,000	30	5.00%	-6,691	0	-6,691	-1,702,166
16	9	23	27,000		0	5.00%	0	20,309	0	-1,681,857
16	10	21		80,000	28	5.00%	-6,450	0	-6,450	-1,761,857
16	10	21	36,000		0	5.00%	0	29,550	0	-1,732,307
16	11	24		74,000	34	5.00%	-8,068	0	-8,068	-1,806,307
16	11	24	20,000		0	5.00%	0	11,932	0	-1,794,375
16	12	27		74,000	33	5.00%	-8,111	0	-8,111	-1,868,375
16	12	27	20,000		0	5.00%	0	11,889	0	-1,856,486
17	1	23		74,000	27	5.00%	-6,866	0	-6,866	-1,930,486
17	1	23	33,000		0	5.00%	0	26,134	0	-1,904,352
17	2	23		74,000	31	5.00%	-8,086	0	-8,086	-1,978,352
17	2	23	25,000		0	5.00%	0	16,914	0	-1,961,438
17	3	23		73,000	28	5.00%	-7,523	0	-7,523	-2,034,438
17	3	23	28,000		0	5.00%	0	20,477	0	-2,013,961
17	3	30		1,000	7	5.00%	-1,931	0	-1,931	-2,014,961
17	4	26		74,000	27	5.00%	-7,452	0	-9,383	-2,088,961
17	4	26	21,000		0	5.00%	0	11,617	0	-2,077,344
17	5	22		74,000	26	5.00%	-7,398	0	-7,398	-2,151,344
17	5	22	33,000		0	5.00%	0	25,602	0	-2,125,742
17	6	23		74,000	32	5.00%	-9,318	0	-9,318	-2,199,742
17	6	23	24,000		0	5.00%	0	14,682	0	-2,185,060
17	7	25		75,000	32	5.00%	-9,578	0	-9,578	-2,260,060
17	7	30	20,000		5	5.00%	-1,547	8,875	0	-2,251,185
17	8	20		74,000	21	5.00%	-6,476	0	-6,476	-2,325,185
17	8	20	34,000		0	5.00%	0	27,524	0	-2,297,661
17	8	20	3,000		0	5.00%	0	3,000	0	-2,294,661
17	9	21		74,000	32	5.00%	-10,058	0	-10,058	-2,368,661
17	9	21	23,000		0	5.00%	0	12,942	0	-2,355,719
17	10	22		74,000	31	5.00%	-10,003	0	-10,003	-2,429,719
17	10	22	25,000		0	5.00%	0	14,997	0	-2,414,722
17	11	20		74,000	29	5.00%	-9,592	0	-9,592	-2,488,722
17	11	20	28,000		0	5.00%	0	18,408	0	-2,470,314
17	12	26		74,000	36	5.00%	-12,182	0	-12,182	-2,544,314
17	12	26	17,000		0	5.00%	0	4,818	0	-2,539,496
18	1	21		74,000	26	5.00%	-9,044	0	-9,044	-2,613,496
18	1	21	33,000		0	5.00%	0	23,956	0	-2,589,540
18	2	23		80,000	33	5.00%	-11,706	0	-11,706	-2,669,540
18	2	23	20,000		0	5.00%	0	8,294	0	-2,661,246
18	2	24	8,000		1	5.00%	-364	7,636	0	-2,653,610
18	3	24		74,000	28	5.00%	-10,178	0	-10,178	-2,727,610
18	3	24	28,000		0	5.00%	0	17,822	0	-2,709,788
18	4	27		75,000	34	5.00%	-12,620	0	-12,620	-2,784,788
18	4	27	20,000		0	5.00%	0	7,380	0	-2,777,408
18	5	12	1,000		15	5.00%	-5,707	0	-4,707	-2,777,408
18	6	5			24	5.00%	-9,131	0	-13,838	-2,777,408

過払い返還請求金額

2,791,246

別紙計算書(2)

年	月	日	貸付金	支払金	日数	利率	利息・損害金	元金充当	未払利息・損害金	残元金
1988	11	16	300,000							300,000
1988	12	27		20,000	41	18.00%	6,065	13,935	0	286,065
1989	1	27		20,000	31	18.00%	4,373	15,627	0	270,438
1989	2	27		20,000	31	18.00%	4,134	15,866	0	254,572
1989	3	27		20,000	28	18.00%	3,515	16,485	0	238,087
1989	4	27		20,000	31	18.00%	3,639	16,361	0	221,726
1989	5	29		20,000	32	18.00%	3,499	16,501	0	205,225
1989	6	27		20,000	29	18.00%	2,934	17,066	0	188,159
1989	7	27		20,000	30	18.00%	2,783	17,217	0	170,942
1989	8	7	100,000		11	18.00%	927	0	927	270,942
1989	8	28		20,000	21	18.00%	2,805	16,268	0	254,674
1989	9	11	100,000		14	18.00%	1,758	0	1,758	354,674
1989	9	27		20,000	16	18.00%	2,798	15,444	0	339,230
1989	10	27		20,000	30	18.00%	5,018	14,982	0	324,248
1989	11	27		20,000	31	18.00%	4,956	15,044	0	309,204
1989	12	27		20,000	30	18.00%	4,574	15,426	0	293,778
1990	1	29		20,000	33	18.00%	4,780	15,220	0	278,558
1990	2	27		20,000	29	18.00%	3,983	16,017	0	262,541
1990	3	20	70,000		21	18.00%	2,718	0	2,718	332,541
1990	3	27		20,000	7	18.00%	1,147	16,135	0	316,406
1990	4	27		20,000	31	18.00%	4,837	15,163	0	301,243
1990	5	28		20,000	31	18.00%	4,605	15,395	0	285,848
1990	6	27		20,000	30	18.00%	4,228	15,772	0	270,076
1990	7	26	40,000		29	18.00%	3,862	0	3,862	310,076
1990	7	27		20,000	1	18.00%	152	15,986	0	294,090
1990	8	20	119,000		24	18.00%	3,480	0	3,480	413,090
1990	8	27		20,000	7	18.00%	1,426	15,094	0	397,996
1990	9	27		20,000	31	18.00%	6,084	13,916	0	384,080
1990	10	29		20,000	32	18.00%	6,061	13,939	0	370,141
1990	11	20	27,000		22	18.00%	4,015	0	4,015	397,141
1990	11	27		20,000	7	18.00%	1,370	14,615	0	382,526
1990	12	27		20,000	30	18.00%	5,659	14,341	0	368,185
1991	1	28		20,000	32	18.00%	5,810	14,190	0	353,995
1991	2	15	28,000		18	18.00%	3,142	0	3,142	381,995
1991	2	27		20,000	12	18.00%	2,260	14,598	0	367,397
1991	3	27		20,000	28	18.00%	5,073	14,927	0	352,470
1991	4	30		20,000	34	18.00%	5,909	14,091	0	338,379
1991	5	24	27,000		24	18.00%	4,004	0	4,004	365,379
1991	5	27		20,000	3	18.00%	540	15,456	0	349,923
1991	6	27		20,000	31	18.00%	5,349	14,651	0	335,272
1991	7	29		20,000	32	18.00%	5,290	14,710	0	320,562
1991	8	23	28,000		25	18.00%	3,952	0	3,952	348,562
1991	8	27		20,000	4	18.00%	687	15,361	0	333,201
1991	9	27		25,000	31	18.00%	5,093	19,907	0	313,294
1991	10	28		25,000	31	18.00%	4,789	20,211	0	293,083
1991	11	27		25,000	30	18.00%	4,336	20,664	0	272,419
1991	12	27		25,000	30	18.00%	4,030	20,970	0	251,449
1992	1	13	67,000		17	18.00%	2,108	0	2,108	318,449
1992	1	27		25,000	14	18.00%	2,198	20,694	0	297,755

1992	2	27		25,000	31	18.00%	4,551	20,449	0	277,306
1992	3	27		25,000	29	18.00%	3,965	21,035	0	256,271
1992	4	27		25,000	31	18.00%	3,917	21,083	0	235,188
1992	5	22	58,000		25	18.00%	2,899	0	2,899	293,188
1992	5	27		25,000	5	18.00%	722	21,379	0	271,809
1992	6	29		25,000	33	18.00%	4,423	20,577	0	251,232
1992	7	27		25,000	28	18.00%	3,469	21,531	0	229,701
1992	8	26	43,000		30	18.00%	3,398	0	3,398	272,701
1992	8	27		25,000	1	18.00%	134	21,468	0	251,233
1992	9	28		25,000	32	18.00%	3,964	21,036	0	230,197
1992	10	27		25,000	29	18.00%	3,292	21,708	0	208,489
1992	11	25	43,000		29	18.00%	2,981	0	2,981	251,489
1992	11	27		25,000	2	18.00%	248	21,771	0	229,718
1992	12	28		25,000	31	18.00%	3,511	21,489	0	208,229
1993	1	27		25,000	30	18.00%	3,080	21,920	0	186,309
1993	3	1		25,000	33	18.00%	3,031	21,969	0	164,340
1993	3	25	57,000		24	18.00%	1,945	0	1,945	221,340
1993	3	29		25,000	4	18.00%	436	22,619	0	198,721
1993	4	27		25,000	29	18.00%	2,841	22,159	0	176,562
1993	5	27		25,000	30	18.00%	2,612	22,388	0	154,174
1993	6	28		25,000	32	18.00%	2,432	22,568	0	131,606
1993	7	20	59,000		22	18.00%	1,427	0	1,427	190,606
1993	7	27		25,000	7	18.00%	657	22,916	0	167,690
1993	8	27		25,000	31	18.00%	2,563	22,437	0	145,253
1993	9	27		25,000	31	18.00%	2,220	22,780	0	122,473
1993	10	27		25,000	30	18.00%	1,811	23,189	0	99,284
1993	11	24	58,000		28	18.00%	1,370	0	1,370	157,284
1993	11	29		25,000	5	18.00%	387	23,243	0	134,041
1993	12	27		25,000	28	18.00%	1,850	23,150	0	110,891
1994	1	27		25,000	31	18.00%	1,695	23,305	0	87,586
1994	2	28		25,000	32	18.00%	1,382	23,618	0	63,968
1994	3	28		25,000	28	18.00%	883	24,117	0	39,851
1994	4	13	73,000		16	18.00%	314	0	314	112,851
1994	4	27		25,000	14	18.00%	779	23,907	0	88,944
1994	5	27		25,000	30	18.00%	1,315	23,685	0	65,259
1994	6	27		25,000	31	18.00%	997	24,003	0	41,256
1994	7	27		25,000	30	18.00%	610	24,390	0	16,866
1994	8	10	58,000		14	18.00%	116	0	116	74,866
1994	8	29		25,000	19	18.00%	701	24,183	0	50,683
1994	9	27		25,000	29	18.00%	724	24,276	0	26,407
1994	10	27		25,000	30	18.00%	390	24,610	0	1,797
1994	11	28		25,000	32	18.00%	28	24,972	0	-23,175
1994	12	27		25,000	29	5.00%	-92	0	-92	-48,175
1995	1	12	72,000		16	5.00%	-105	71,803	0	23,628
1995	1	27		25,000	15	18.00%	174	24,826	0	-1,198
1995	2	27		25,000	31	5.00%	-5	0	-5	-26,198
1995	3	27		25,000	28	5.00%	-100	0	-105	-51,198
1995	4	27		25,000	31	5.00%	-217	0	-322	-76,198
1995	5	29		25,000	32	5.00%	-334	0	-656	-101,198
1995	6	27		25,000	29	5.00%	-402	0	-1,058	-126,198
1995	7	27		25,000	30	5.00%	-518	0	-1,576	-151,198
1995	8	22	100,000		26	5.00%	-538	97,886	0	-53,312

1995	8	28		25,000	6	5.00%	-43	0	-43	-78,312
1995	9	27		25,000	30	5.00%	-321	0	-364	-103,312
1995	10	27		25,000	30	5.00%	-424	0	-788	-128,312
1995	11	27		25,000	31	5.00%	-544	0	-1,332	-153,312
1995	12	20	63,000		23	5.00%	-483	61,185	0	-92,127
1995	12	27		25,000	7	5.00%	-88	0	-88	-117,127
1996	1	29		25,000	33	5.00%	-529	0	-617	-142,127
1996	2	27		25,000	29	5.00%	-564	0	-1,181	-167,127
1996	3	15	43,000		17	5.00%	-389	41,430	0	-125,697
1996	3	27		25,000	12	5.00%	-206	0	-206	-150,697
1996	4	30		25,000	34	5.00%	-701	0	-907	-175,697
1996	5	27		25,000	27	5.00%	-649	0	-1,556	-200,697
1996	6	27		25,000	31	5.00%	-852	0	-2,408	-225,697
1996	7	29		25,000	32	5.00%	-989	0	-3,397	-250,697
1996	8	27		25,000	29	5.00%	-995	0	-4,392	-275,697
1996	9	27		25,000	31	5.00%	-1,170	0	-5,562	-300,697
1996	10	28		25,000	31	5.00%	-1,276	0	-6,838	-325,697
1996	11	27		25,000	30	5.00%	-1,338	0	-8,176	-350,697
1996	12	10	136,000		13	5.00%	-624	127,200	0	-223,497
1996	12	27		25,000	17	5.00%	-520	0	-520	-248,497
1997	1	27		25,000	31	5.00%	-1,055	0	-1,575	-273,497
1997	2	27		25,000	31	5.00%	-1,161	0	-2,736	-298,497
1997	3	27		25,000	28	5.00%	-1,144	0	-3,880	-323,497
1997	4	28		25,000	32	5.00%	-1,418	0	-5,298	-348,497
1997	5	7	59,000		9	5.00%	-429	53,273	0	-295,224
1997	5	27		25,000	20	5.00%	-808	0	-808	-320,224
1997	6	27		25,000	31	5.00%	-1,359	0	-2,167	-345,224
1997	7	28		25,000	31	5.00%	-1,466	0	-3,633	-370,224
1997	8	27		25,000	30	5.00%	-1,521	0	-5,154	-395,224
1997	9	29		25,000	33	5.00%	-1,786	0	-6,940	-420,224
1997	10	27		25,000	28	5.00%	-1,611	0	-8,551	-445,224
1997	11	21	105,000		25	5.00%	-1,524	94,925	0	-350,299
1997	11	27		25,000	6	5.00%	-287	0	-287	-375,299
1997	12	29		25,000	32	5.00%	-1,645	0	-1,932	-400,299
1998	1	27		25,000	29	5.00%	-1,590	0	-3,522	-425,299
1998	2	27		25,000	31	5.00%	-1,806	0	-5,328	-450,299
1998	3	26	58,000		27	5.00%	-1,665	51,007	0	-399,292
1998	3	27		25,000	1	5.00%	-54	0	-54	-424,292
1998	4	27		25,000	31	5.00%	-1,801	0	-1,855	-449,292
1998	5	27		25,000	30	5.00%	-1,846	0	-3,701	-474,292
1998	6	29		25,000	33	5.00%	-2,144	0	-5,845	-499,292
1998	7	17	59,000		18	5.00%	-1,231	51,924	0	-447,368
1998	7	27		25,000	10	5.00%	-612	0	-612	-472,368
1998	8	27		25,000	31	5.00%	-2,005	0	-2,617	-497,368
1998	9	28		25,000	32	5.00%	-2,180	0	-4,797	-522,368
1998	10	27		25,000	29	5.00%	-2,075	0	-6,872	-547,368
1998	11	27		25,000	31	5.00%	-2,324	0	-9,196	-572,368
1998	12	8	73,000		11	5.00%	-862	62,942	0	-509,426
1998	12	28		25,000	20	5.00%	-1,395	0	-1,395	-534,426
1999	1	27		25,000	30	5.00%	-2,196	0	-3,591	-559,426
1999	3	1		25,000	33	5.00%	-2,528	0	-6,119	-584,426
1999	3	9	42,000		8	5.00%	-640	35,241	0	-549,185

1999	3	29		25,000	20	5.00%	-1,504	0	-1,504	-574,185
1999	4	27		25,000	29	5.00%	-2,281	0	-3,785	-599,185
1999	5	24	29,000		27	5.00%	-2,216	22,999	0	-576,186
1999	5	27		25,000	3	5.00%	-236	0	-236	-601,186
1999	6	28		25,000	32	5.00%	-2,635	0	-2,871	-626,186
1999	7	7	28,000		9	5.00%	-772	24,357	0	-601,829
1999	7	27		25,000	20	5.00%	-1,648	0	-1,648	-626,829
1999	8	27		25,000	31	5.00%	-2,661	0	-4,309	-651,829
1999	9	6	29,000		10	5.00%	-892	23,799	0	-628,030
1999	9	27		25,000	21	5.00%	-1,806	0	-1,806	-653,030
1999	10	27		25,000	30	5.00%	-2,683	0	-4,489	-678,030
1999	11	8	28,000		12	5.00%	-1,114	22,397	0	-655,633
1999	11	29		25,000	21	5.00%	-1,886	0	-1,886	-680,633
1999	12	27		25,000	28	5.00%	-2,610	0	-4,496	-705,633
2000	1	12	27,000		16	5.00%	-1,546	20,958	0	-684,675
2000	1	27		25,000	15	5.00%	-1,406	0	-1,406	-709,675
2000	2	28		25,000	32	5.00%	-3,110	0	-4,516	-734,675
2000	3	13	28,000		14	5.00%	-1,408	22,076	0	-712,599
2000	3	27		25,000	14	5.00%	-1,366	0	-1,366	-737,599
2000	4	27		25,000	31	5.00%	-3,132	0	-4,498	-762,599
2000	5	16	19,000		19	5.00%	-1,984	12,518	0	-750,081
2000	5	29		25,000	13	5.00%	-1,335	0	-1,335	-775,081
2000	6	27		25,000	29	5.00%	-3,079	0	-4,414	-800,081
2000	7	27		25,000	30	5.00%	-3,288	0	-7,702	-825,081
2000	8	7	53,000		11	5.00%	-1,243	44,055	0	-781,026
2000	8	28		25,000	21	5.00%	-2,246	0	-2,246	-806,026
2000	9	27		25,000	30	5.00%	-3,312	0	-5,558	-831,026
2000	10	27		25,000	30	5.00%	-3,415	0	-8,973	-856,026
2000	11	7	42,000		11	5.00%	-1,289	31,738	0	-824,288
2000	11	27		25,000	20	5.00%	-2,258	0	-2,258	-849,288
2000	12	27		25,000	30	5.00%	-3,490	0	-5,748	-874,288
2001	1	29		25,000	33	5.00%	-3,952	0	-9,700	-899,288
2001	2	7	42,000		9	5.00%	-1,108	31,192	0	-868,096
2001	2	27		25,000	20	5.00%	-2,378	0	-2,378	-893,096
2001	3	27		25,000	28	5.00%	-3,425	0	-5,803	-918,096
2001	4	27		25,000	31	5.00%	-3,898	0	-9,701	-943,096
2001	5	28		25,000	31	5.00%	-4,004	0	-13,705	-968,096
2001	6	11	58,000		14	5.00%	-1,856	42,439	0	-925,657
2001	6	27		25,000	16	5.00%	-2,028	0	-2,028	-950,657
2001	7	27		25,000	30	5.00%	-3,906	0	-5,934	-975,657
2001	8	27		25,000	31	5.00%	-4,143	0	-10,077	-1,000,657
2001	9	4	43,000		8	5.00%	-1,096	31,827	0	-968,830
2001	9	27		25,000	23	5.00%	-3,052	0	-3,052	-993,830
2001	10	29		25,000	32	5.00%	-4,356	0	-7,408	-1,018,830
2001	11	27		25,000	29	5.00%	-4,047	0	-11,455	-1,043,830
2001	12	7	42,000		10	5.00%	-1,429	29,116	0	-1,014,714
2001	12	27		25,000	20	5.00%	-2,780	0	-2,780	-1,039,714
2002	1	28		25,000	32	5.00%	-4,557	0	-7,337	-1,064,714
2002	2	27		25,000	30	5.00%	-4,375	0	-11,712	-1,089,714
2002	3	14	456,844		15	5.00%	-2,239	0	-13,951	-1,546,558
2002	3	14	511,000		0	5.00%	0	497,049	0	-1,049,509
2002	4	1	19,000		18	5.00%	-2,587	0	-2,587	-1,068,509

2002	4	29		19,000	28	5.00%	-4,098	0	-6,685	-1,087,509
2002	6	1		19,000	33	5.00%	-4,916	0	-11,601	-1,106,509
2002	7	1		19,000	30	5.00%	-4,547	0	-16,148	-1,125,509
2002	7	1	30,000		0	5.00%	0	13,852	0	-1,111,657
2002	8	1		19,000	31	5.00%	-4,720	0	-4,720	-1,130,657
2002	9	1		19,000	31	5.00%	-4,801	0	-9,521	-1,149,657
2002	9	1	14,000		0	5.00%	0	4,479	0	-1,145,178
2002	9	3	1,000		2	5.00%	-313	687	0	-1,144,491
2002	9	30		20,000	27	5.00%	-4,233	0	-4,233	-1,164,491
2002	9	30	9,000		0	5.00%	0	4,767	0	-1,159,724
2002	11	1		19,000	32	5.00%	-5,083	0	-5,083	-1,178,724
2002	11	1	7,000		0	5.00%	0	1,917	0	-1,176,807
2002	12	1		20,000	30	5.00%	-4,836	0	-4,836	-1,196,807
2002	12	1	9,000		0	5.00%	0	4,164	0	-1,192,643
2003	1	1		20,000	31	5.00%	-5,064	0	-5,064	-1,212,643
2003	1	1	8,000		0	5.00%	0	2,936	0	-1,209,707
2003	2	1		20,000	31	5.00%	-5,137	0	-5,137	-1,229,707
2003	2	1	8,000		0	5.00%	0	2,863	0	-1,226,844
2003	3	1		20,000	28	5.00%	-4,705	0	-4,705	-1,246,844
2003	3	1	10,000		0	5.00%	0	5,295	0	-1,241,549
2003	4	1		20,000	31	5.00%	-5,272	0	-5,272	-1,261,549
2003	4	1	8,000		0	5.00%	0	2,728	0	-1,258,821
2003	5	1		20,000	30	5.00%	-5,173	0	-5,173	-1,278,821
2003	5	1	9,000		0	5.00%	0	3,827	0	-1,274,994
2003	6	2		20,000	32	5.00%	-5,589	0	-5,589	-1,294,994
2003	6	2	8,000		0	5.00%	0	2,411	0	-1,292,583
2003	7	1		20,000	29	5.00%	-5,134	0	-5,134	-1,312,583
2003	7	1	9,000		0	5.00%	0	3,866	0	-1,308,717
2003	8	1		20,000	31	5.00%	-5,557	0	-5,557	-1,328,717
2003	8	1	8,000		0	5.00%	0	2,443	0	-1,326,274
2003	9	1		20,000	31	5.00%	-5,632	0	-5,632	-1,346,274
2003	9	1	8,000		0	5.00%	0	2,368	0	-1,343,906
2003	10	1		19,000	30	5.00%	-5,522	0	-5,522	-1,362,906
2003	10	1	8,000		0	5.00%	0	2,478	0	-1,360,428
2003	11	1		20,000	31	5.00%	-5,777	0	-5,777	-1,380,428
2003	11	1	8,000		0	5.00%	0	2,223	0	-1,378,205
2003	12	1		20,000	30	5.00%	-5,663	0	-5,663	-1,398,205
2003	12	1	8,000		0	5.00%	0	2,337	0	-1,395,868
2003	12	1	1,000		0	5.00%	0	1,000	0	-1,394,868
2003	12	31		20,000	30	5.00%	-5,732	0	-5,732	-1,414,868
2003	12	31	8,000		0	5.00%	0	2,268	0	-1,412,600
2004	2	1		20,000	32	5.00%	-6,192	0	-6,192	-1,432,600
2004	2	1	8,000		0	5.00%	0	1,808	0	-1,430,792
2004	3	1		20,000	29	5.00%	-5,683	0	-5,683	-1,450,792
2004	3	30		19,000	29	5.00%	-5,763	0	-11,446	-1,469,792
2004	5	1		19,000	32	5.00%	-6,442	0	-17,888	-1,488,792
2004	5	31		18,000	30	5.00%	-6,118	0	-24,006	-1,506,792
2004	7	1		18,000	31	5.00%	-6,398	0	-30,404	-1,524,792
2004	7	30		18,000	29	5.00%	-6,057	0	-36,461	-1,542,792
2004	9	1		18,000	33	5.00%	-6,974	0	-43,435	-1,560,792
2004	10	1		17,000	30	5.00%	-6,414	0	-49,849	-1,577,792
2004	10	31		17,000	30	5.00%	-6,484	0	-56,333	-1,594,792

2004	12	1	17,000	31	5.00%	-6,772	0	-63,105	-1,611,792
2004	12	31	17,000	30	5.00%	-6,623	0	-69,728	-1,628,792
2005	1	30	16,000	30	5.00%	-6,693	0	-76,421	-1,644,792
2005	2	28	16,000	29	5.00%	-6,534	0	-82,955	-1,660,792
2005	3	31	16,000	31	5.00%	-7,052	0	-90,007	-1,676,792
2005	4	28	16,000	28	5.00%	-6,431	0	-96,438	-1,692,792
2005	5	25	16,000	27	5.00%	-6,261	0	-102,699	-1,708,792
2005	6	29	16,000	35	5.00%	-8,192	0	-110,891	-1,724,792
2005	7	29	16,000	30	5.00%	-7,088	0	-117,979	-1,740,792
2005	8	31	16,000	33	5.00%	-7,869	0	-125,848	-1,756,792
2005	9	29	16,000	29	5.00%	-6,979	0	-132,827	-1,772,792
2005	10	31	16,000	32	5.00%	-7,771	0	-140,598	-1,788,792
2005	12	1	16,000	31	5.00%	-7,596	0	-148,194	-1,804,792
2005	12	29	16,000	28	5.00%	-6,922	0	-155,116	-1,820,792
2006	2	1	16,000	34	5.00%	-8,480	0	-163,596	-1,836,792
2006	3	1	16,000	28	5.00%	-7,045	0	-170,641	-1,852,792
2006	3	31	16,000	30	5.00%	-7,614	0	-178,255	-1,868,792
2006	5	1	16,000	31	5.00%	-7,935	0	-186,190	-1,884,792
2006	6	20		50	5.00%	-12,909	0	-199,099	-1,884,792

過払い返還請求金額

2,083,891

これは正本である。

平成19年3月23日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 福井 信也

